

# 株式会社シニア旅行カウンセラーズ 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社シニア旅行カウンセラーズと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 旅行業法に基づく旅行業
- (2) 旅行傷害保険の販売に係る損害保険代理業
- (3) 前各号の事業に附帯する事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 当社は、株主総会、取締役、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、500株とする。

(株券)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限を付された株式を取得したのに対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(募集事項の決定)

第10条 当社は、当社の株式（自己株式を含む。）を引受ける者の募集をし、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、取締役会の決議により、会社法第199条第1項各号及び第202条第1項各号の事項を決定する。

## 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後2カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときは、随時これを招集する。

2 株主総会は、代表取締役が取締役会の決議を経て招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その

事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主総会招集期間)

第13条 株主総会の招集通知は株主総会の日の10日前までに到達するように、会議の目的である事項及びその内容並びに開催日時及び場所、書面及び電磁的方法による議決権行使を認める旨を記載した書面を各株主に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 第1項の規定による書面をもってする株主総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

3 当社は、希望する株主に対しては、第1項の規定による株主総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

4 前項の通知につき、第1項及び第2項の規定を準用する。

5 第1項の通知は、各株主の住所に行い、第3項の通知は、各株主のメールアドレスに行う。

6 電磁的方法について必要な事項は規約で定める(以下、第14条、第15条、第27条3項及び第29条3項において同じ。)

7 第1項の規定にかかわらず、当社は、株主全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく株主総会を開催することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第14条 株主は、第13条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その株主の親族若しくは常時使用する使用人又は他の株主でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる株主の数は、1人とする。

3 株主は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款の別段の定めがある場合のほか、出席した株主の過半数を持って行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、株主総会ごとに、出席した株主のうちから選任する。

(総会の議事録)

第17条 株主総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席取締役・監査役の数及びその出席の方法
- (4) 株主数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席取締役の氏名
- (6) 出席監査役の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

- (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果,可決,否決の別及び賛否の議決権数)
- (10) 監査役が、株主総会において監査役の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監査役の報酬等についての意見の概要
- (11) 監査役が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

3 取締役候補者の得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された取締役の任期は、現任者の残存期間とする。

3 取締役の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された取締役の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した取締役は、その退任により、第18条に定めた取締役の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された取締役が就任するまでなお取締役としての職務を行う。

(代表取締役の選定)

第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

(代表取締役の職務等)

第22条 代表取締役は、当社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、当社を代表し、当社の業務を執行する。

2 任期の満了又は辞任により退任した代表取締役は、新たに選出された代表取締役が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する。

3 代表取締役は、株主総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(取締役の忠実義務)

第23条 取締役は、法令、この定款及び規約の定め並びに株主総会の議決を遵守し、当社のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によりこれを定める。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、取締役会の日前の1週間前までに発する。

2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 当社は、希望する取締役に対しては、第1項の規定による取締役会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

4 前項の通知については、総会招集の手続に準ずるものとする。

(取締役会の招集権者)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。

2 代表取締役が事故又は欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順位に従い、他の取締役が招集する。

3 代表取締役以外の取締役は、招集権者に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。

4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした取締役は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

3 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

4 取締役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会の決議事項)

第28条 取締役会は、法令又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 株主総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で取締役会が必要と認める事項

(取締役会の議長及び議事録)

第29条 取締役会においては、代表取締役がその議長となる。

2 取締役会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した取締役及び監査役は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 招集年月日

(2) 開催日時及び場所

(3) 取締役・監査役の数及びその出席方法

(4) 出席取締役の氏名

(5) 出席監査役の氏名

(6) 出席株主の氏名

(7) 議長の氏名

(8) 決議事項に特別の利害関係を有する取締役の氏名

- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した取締役の氏名及び反対した取締役の氏名）
- (10) 取締役会を招集請求し、またはこれを招集した株主が当該取締役会で述べた意見
- (11) 監査役が、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに取締役会に行う報告
- (12) 監査役が取締役会に出席して述べた意見
- (13) 取締役が競業取引・利益相反取引を行った場合に行う、当該取引についての重要事実の報告
- (14) その他（取締役会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
  - ① 招集権者以外の取締役による招集権者に対する取締役会の招集請求を受けて招集されたものである場合
  - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした取締役が招集したものである場合
  - ③ 株主の請求を受けて招集されたものである場合
  - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした株主が招集したものである場合
  - ⑤ 監査役の請求を受けて招集されたものである場合
  - ⑥ ⑤の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監査役が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の取締役会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

- (1) 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
  - ① 取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - ② ①の事項の提案をした取締役の氏名
  - ③ 取締役会の決議があったものとみなされた日
  - ④ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
- (2) 取締役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知し、当該事項を取締役会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
  - ① 取締役会への報告を要しないものとされた事項の内容
  - ② 取締役会への報告を要しないものとされた日
  - ③ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

## 第5章 監査役

（監査役の員数）

第30条 当社の監査役は、1名とする。

(監査役の選任)

第 31 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の職務)

第 32 条 監査役は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし又は取締役及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監査役は、その職務を行うため特に必要があるときは、当会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

(顧問及び相談役)

第 33 条 当会社に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、当会社に功労のある者のうちから、取締役会の議決を経て代表取締役が委嘱する。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(剰余金の配当等)

第 35 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当財産の除斥期間)

第 36 条 配当財産は、その交付開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。また、未払配当財産には、利息を付けないものとする。

## 第 7 章 規約

(規約)

第 37 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は株主総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、株主総会の議決を要しないものとする。この場合、株主総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第 5 条の規定に基づき公告するものとする。

## 第 7 章 附則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第 38 条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金 1 5 6 0 万円とする。

(最初の事業年度)

第 39 条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(設立時取締役等)

第 40 条 当会社の設立時取締役及び監査役は、次の通りとする。

設立時取締役 長與純三  
設立時取締役 本莊大紀  
設立時取締役 林 精孝  
設立時取締役 加藤典平  
設立時取締役 佐藤小百合  
設立時取締役 高崎和博  
設立時取締役 中田広志  
設立時監査役 稲葉秀明

(発起人の氏名住所)

第 41 条 当会社の発起人の氏名及び住所は以下の通りである。

(住所) 千葉県千葉市花見川区瑞穂 2-1-1

ガーデンプラザ新検見川 6-1303

長與純三

(住所) 東京都渋谷区富ヶ谷 2-18-10-302

本莊大紀

(住所) 東京都文京区西片 1-15-19-1202

林 精孝

(住所) 神奈川県藤沢市本町 4-1-14

加藤典平

(住所) 兵庫県姫路市飾磨区妻鹿 1985-2

稲葉秀明

(MD⑮HP編集・株式後・定款)